

係	専門員	係長	主査	主幹	局長	副議長	議長
■			■	■		■	■

様式第13号

平成30年8月4日

鶴岡市議会議長 様

会派名及び代表者名 (議員氏名)

政友公明クラブ

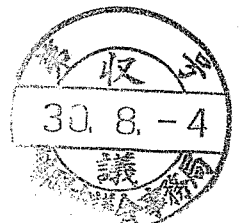
富樫正毅

政務活動費調査・研修報告書

調査・研修が終了いたしましたので、報告します。

期 日	平成30年8月4日
参加者氏名	秋葉雄
場所・会場	鶴岡市馬場町 鶴岡商工会議所2階会議室
内容(目的)	JIMOTO 研究会主催 政策研究大学院教授 根井寿規氏講演会
調査・研修の概要	・中東や欧米各国の最近のエネルギー事情に精通した根井寿規氏より、今、各地で起きている、社会、経済的に重要な事項は何かとの指摘を通し、本市の今後のエネルギー政策の構築はどうあるべきかを探る講演であった。

(※) 自家用車を利用した場合は、「車賃(ガソリン代)内訳書」を提出して下さい。



係	専門員	係長	主査	主幹	局長	副議長	議長
■	■	■	■	■	■	■	■

様式第12号

平成31年1月18日

鶴岡市議会議長 様

会派名及び代表者名（議員氏名）

政友公明クラブ

富樫正毅

政務活動費調査・研修計画書

下記のとおり、調査・研修を計画しておりますのでお届けします。

期 日	平成31年1月27日 ～ 平成31年1月30日
参加者氏名	富樫正毅、秋葉雄、中沢洋、黒井浩之
場所・会場	静岡県静岡市「静岡商工会議所」「レイアップ御幸町ビル会議室」 神奈川県 横須賀市役所
内容(目的)	○第46回市町村議会議員研修会 in 静岡 〈1日目〉 講演①「2019年度政府予算案と地方財政の課題」 講演②「自治体戦略2040構想と地方自治」 〈2日目〉 選択A「国保の都道府県単位化と地域医療の連動を知る」 選択B「減災まちづくりと自治体の役割」  ○横須賀市の市民協働推進条例の取り組みについて
交通手段	JR
行 程	1月27日（移動日） 1月28日～29日 静岡市 「第46回市町村議会議員研修会 in 静岡」 1月30日 横須賀市 「市民協働推進条例の取り組み」

(※) 調査・研修の終了後は、「政務活動費調査・研修報告書」を提出して下さい。  
 自家用車を利用した場合は、「車賃（ガソリン代）内訳書」を提出して下さい。



平成30年度 鶴岡市議会政友会明クラブ 行政視察行程表

月日	行 程	備 考
1/27 (日)	<p>9:23 11:09/11:19 13:28 鶴岡駅 ~ 新潟駅 ~ 東京駅…(都内宿舎) いなほ6号 とき318号</p> <p>[宿舎] 八重洲ターミナルホテル 東京都中央区八重洲1-5-14 Tel03-3281-3771</p>	27日出発3名
1/28 (月)	<p>(27日出発3名) 10:03 11:04 東京駅 ~ 静岡駅 ひかり467号</p> <p>(28日出発1名) 7:03 8:48/9:04 10:43/11:03 12:04 鶴岡駅 ~ 新潟駅 ~ 東京駅 ~ 静岡駅 いなほ4号 とき312号 ひかり469号</p> <p>【第46回市町村議会議員研修会in静岡】〈1日目〉 時間:13:00~18:30 会場:「静岡商工会議所」静岡市葵区黒金町20-8 内容:右記または別紙のとおり</p> <p>…静岡市内(宿舎)</p> <p>[宿舎] くれたけインプレミアム静岡駅前 静岡県静岡市葵区栄町1 Tel054-252-1111</p>	<p>講演① 「2019年度政府予算案と地方財政の課題」</p> <p>講演② 「自治体戦略2040構想と地方自治」</p>
1/29 (火)	<p>【第46回市町村議会議員研修会in静岡】〈2日目〉 時間:9:30~15:30 会場:「レイアップ御幸町ビルCSA会議室」 静岡市葵区御幸町11-8 内容:右記または別紙のとおり</p> <p>16:20 17:06/17:26 17:56/18:05 18:32 静岡駅 ~ 小田原駅 ~ 大船駅 ~ 横須賀駅 こだま662号 JR快速アクティール JR横須賀線</p> <p>[宿舎] ホテルハーバー横須賀 神奈川県横須賀市汐入町2-7 Tel046-822-0001</p>	<p>選択A 「国保の都道府県単位化と地域医療の連動を知る」</p> <p>選択B 「減災まちづくりと自治体の役割」</p>

<p>1/30 (水)</p>	<p>9:40 10:00～11:30          宿舎……【横須賀市役所】……</p> <p>横須賀市内(昼食)…… 横須賀駅 ～ 東京駅          JR横須賀線(約75分)</p> <p>16:40 18:48/18:57 20:48          東京駅 ～ 新潟駅 ～ 鶴岡駅          とき333号 いなほ11号</p>	<p>【横須賀市】          市民協働推進条例の取り組みについて</p> <p>《連絡先》          横須賀市議会事務局</p> <p>〒238-8550          横須賀市小川町11番地          TEL046-822-8461          担当:上嶋さん、宇野澤さん</p>
---------------------	--	--

◇市町村議会議員研修会事務局

株式会社自治体研究社 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階  
 TEL03-3235-5941

◇横須賀市における視察項目「市民協働推進条例の取り組みについて」

[質問事項]

- ・条例制定に至った理由と経過
- ・運用の実態について
- ・実績と効果について
- ・市民からの評価と課題について



# 第46回市町村議会 議員研修会 in 静岡

これからの自治体行財政をみすえ、  
「政策立案力」に  
みがきをかけます

岩本山からの富士山と梅 写真提供: 静岡県観光協会

2019年1月28日(月)・29日(火)

会場: 静岡商工会議所 〒420-0851 静岡市葵区  
黒金町20番地の8

レイアップ御幸町ビル

CSA会議室

〒420-0857 静岡市葵区御幸町11-8  
レイアップ御幸町ビル5・6・7階(受付2階)

**1日目** 全体会 13:00~18:30 (休憩・質疑含む)

講演: ① 13:00~16:00

## 2019年度政府予算案と 地方財政の課題



川瀬憲子 静岡大学教授

2019年度政府予算と地方財政計画は、「地方創生」政策に伴う、集約型の国土再編の流れに沿ったものとして、位置づけることができます。自治体で次年度予算を考えるに際し、政府予算の内容と特徴から課題をみだし、政策立案に結びつけることは必須です。本講では、政府予算の特徴を整理し、地方財政の現況と課題や今後の動向について学びます。

講演: ② 16:20~18:30

## 「自治体戦略2040構想」と地方自治 —人口縮小時代の地方自治・自治体のあり方—



白藤博行 専修大学教授

総務省「自治体戦略2040構想研究会」報告の具体化に向けて、第32次地制調での審議が進んでいます。2040年の社会の姿を想定し、これに対応する自治体行政のあり方を議論するものです。今後の自治体政策を考えるうえで重要になる「2040構想」をまずは理解し、地制調や専門小委員会の検討内容を知り、その理論的・実践的課題を学びます。



熱海梅園 写真提供: 静岡県観光協会

企画 ● 自治体問題研究所 主催 ● (株)自治体研究社

**2日目** 選科3コース 9:30~15:30 (休憩・質疑含む)

選科A~Cのいずれかをお選びいただけます。

選科A ●

## 国保の都道府県単位化と 地域医療の連動を知る



長友 薫輝  
三重短期大学教授



神田 敏史  
自治体職員

2018年度から大幅な制度改革が行われた国保と地域医療。3400億円の公費が投入され、都道府県と市町村は「社会保障及び国民保健の向上」(国保法第1条)のために何をすべきか。保険料(税)負担や医療費適正化、保健事業、地域医療体制をめぐる動きを検証しながら考えていきます。

選科B ●

## 減災まちづくりと自治体の役割



室崎 益輝 兵庫県立大学大学院教授

想定外の災害に加え、間接的被害も数多く報告されています。これからの防災・減災は災害の起きる前の対策と、想定外の災害が起きた際の対応の2段階で備える必要があります。そのためには行政と住民の相互連携も必須です。教訓を活かし想定外を見越した「防災・減災のまちづくり」の実践にむけて、自治体の役割を考えます。

選科C ●

## 子ども・子育て支援新制度の現段階 と今自治体で取り組むべき課題



藤井 伸生 京都華頂大学教授

子ども・子育て支援新制度がスタートし、4年がたとうとしています。制度・施策など保育をめぐる状況は大きく変貌しています。保育をはじめとした子育て支援制度改革の進捗状況と見えてきた問題点を整理し、今取り組むべき課題を提案します。また、自治体の取り組み事例をもとに、これからの自治体の役割やあり方を展望しましょう。

2018年12月26日

富樫 正毅 様  
FAX : 0235-25-2123

**第46回市町村議会議員研修会 in 静岡 申込確認書 (お振り込みのご案内)**

平素のご活躍に、心から敬意を表します。

この度は第46回市町村議会議員研修会【2019年1月28日(月)・29日(火) 静岡市】へお申し込みをいただきまして、ありがとうございます。参加申込書を拝受いたしました。

早速ではございますが、以下の通り参加費のお支払いなどについてのご案内をさせていただきます。ご確認のほど、よろしくお願い申し上げます。

**1. 富樫 正毅様の参加費は次の通りです。**

受講料	2日目昼食弁当代	合計
30,000円	1,000円	31000円

**2. 参加費をお振り込みください。参加費のご入金順にお席を確保いたしますので、お申し込み後一週間をめぐり、お振込みをお願いいたします。**

振込先口座：



名義 **株式会社自治体研究社 研修会**

お手数ではございますが、お振り込みの際に、名義人に個人名または団体名に加え、お振り込み人様を特定するため3桁の数字「086」(受付番号)をご入力ください。

↑こちらの数字が富樫 正毅様の受付番号です

(例：123 ジチケイ 複数人まとめた場合は 123-125〇〇〇ギンダンのようにお願いいたします)  
振込手数料は恐縮ですがお客様にてご負担願います。

お振り込みを確認し、1週間以内に申込書にご記載いただきましたファックスまたはメールアドレスに、「入金確認書」をお送りいたします。恐れ入りますが、週末・連休・年末年始にかかる期間は1週間以上お時間をいただく場合がございます。

**3. 領収書・参加票・会場案内について**

- ・「領収書」「参加票」「会場案内」を会期の1週間前をめぐり郵送いたします。「参加票」を当日ご持参いただけますよう、お願い申し上げます。
- ・領収証は「参加費」「弁当代」ごとにわけて(各1枚)発行いたします。
- ・領収日は振込日でお作りしますが、特にご指定がある場合はご連絡ください。

**4. 参加のお取り消し(キャンセル)について。**

※お振り込みの前後にかかわらず、参加を取り消される場合はファックスまたはメールで必ずご連絡ください。

**株式会社 自治体研究社**

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階 TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933

メール info@jichiken.jp 第46回議員研修会係(事務局担当：加藤・斎藤・江花)

お問い合わせ、ご連絡は極力ファックスまたは電子メールでお願い申し上げます。

2018年12月26日

黒井 浩之 様  
FAX : 0235-25-2123

**第46回市町村議会議員研修会 in 静岡 申込確認書 (お振り込みのご案内)**

平素のご活躍に、心から敬意を表します。

この度は第46回市町村議会議員研修会【2019年1月28日(月)・29日(火) 静岡市】へお申し込みをいただきまして、ありがとうございます。参加申込書を拝受いたしました。

早速ではございますが、以下の通り参加費のお支払いなどについてのご案内をさせていただきます。ご確認のほど、よろしくお願い申し上げます。

1. 黒井 浩之様の参加費は次の通りです。

受講料	2日目昼食弁当代	合計
30,000 円	1,000 円	31000 円

2. 参加費をお振り込みください。参加費のご入金順にお席を確保いたしますので、お申し込み後一週間をめぐり、お振り込みをお願いいたします。

振込先口座：

名義 がくしほかいしりどもたいけんきょうしゃ 株式会社自治体研究社 けんしゅうかい 研修会口

お手数ではございますが、お振り込みの際に、名義人に個人名または団体名に加え、お振り込み人様を特定するため3桁の数字「085」(受付番号)をご入力ください。

↑こちらの数字が黒井 浩之様の受付番号です

(例：123 ジチイの 複数人まとめた場合は 123-125〇〇〇ギンダツ) のようにお願いいたします)  
振込手数料は恐縮ですがお客様にてご負担願います。

お振り込みを確認し、1週間以内に申込書にご記載いただきましたファックスまたはメールアドレスに、「入金確認書」をお送りいたします。恐れ入りますが、週末・連休・年末年始にかかる期間は1週間以上お時間をいただく場合がございます。

3. 領収書・参加票・会場案内について

- ・「領収書」「参加票」「会場案内」を会期の1週間前をめぐり郵送いたします。「参加票」を当日ご持参いただけますよう、お願い申し上げます。
- ・領収証は「参加費」「弁当代」ごとにわけて(各1枚)発行いたします。
- ・領収日は振込日でお作りしますが、特にご指定がある場合はご連絡ください。

4. 参加のお取り消し(キャンセル)について。

※お振り込みの前後にかかわらず、参加を取り消される場合はファックスまたはメールで必ずご連絡ください。

株式会社 自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階 TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933  
メール info@jichiken.jp 第46回議員研修会係(事務局担当：加藤・齋藤・江花)  
お問い合わせ、ご連絡は極力ファックスまたは電子メールでお願い申し上げます。

2018年12月26日

秋葉 雄 様  
FAX : 0235-25-2123

**第46回市町村議会議員研修会 in 静岡 申込確認書（お振り込みのご案内）**

平素のご活躍に、心から敬意を表します。

この度は第46回市町村議会議員研修会【2019年1月28日（月）・29日（火）静岡市】へお申し込みをいただきまして、ありがとうございます。参加申込書を拝受いたしました。


早速ではございますが、以下の通り参加費のお支払いなどについてのご案内をさせていただきます。ご確認のほど、よろしくお願い申し上げます。

**1. 秋葉 雄様の参加費は次の通りです。**

受講料	2日目昼食弁当代	合計
30,000 円	1,000 円	31000 円

**2. 参加費をお振り込みください。参加費のご入金順にお席を確保いたしますので、お申し込み後一週間をめぐり、お振込みをお願いいたします。**

振込先口座： 

名義  株式会社自治体研究社 研修会口

お手数ではございますが、お振り込みの際に、名義人に個人名または団体名に加え、お振り込み人様を特定するため3桁の数字「087」（受付番号）をご入力ください。

↑こちらの数字が秋葉 雄様の受付番号です

（例：123ジキヤウ 複数人まとめての場合は 123-125〇〇〇ギンガウ のようにお願いいたします）

振込手数料は恐縮ですがお客様にてご負担願います。

お振り込みを確認し、1週間以内に申込書にご記載いただきましたファックスまたはメールアドレスに、「入金確認書」をお送りいたします。恐れ入りますが、週末・連休・年末年始にかかる期間は1週間以上お時間をいただく場合がございます。

**3. 領収書・参加票・会場案内について**

・「領収書」「参加票」「会場案内」を会期の1週間前をめぐり郵送いたします。「参加票」を当日ご持参いただけますよう、お願い申し上げます。

・領収証は「参加費」「弁当代」ごとにわけて（各1枚）発行いたします。

・領収日は振込日でお作りしますが、特にご指定がある場合はご連絡ください。

**4. 参加のお取り消し（キャンセル）について。**

※お振り込みの前後にかかわらず、参加を取り消される場合はファックスまたはメールで必ずご連絡ください。

株式会社 自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階 TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933

メール info@jichiken.jp 第46回議員研修会係（事務局担当：加藤・斎藤・江花）

お問い合わせ、ご連絡は極力ファックスまたは電子メールでお願い申し上げます。

2018年12月26日

中沢 洋 様  
FAX : 0235-25-2123

**第46回市町村議会議員研修会 in 静岡 申込確認書 (お振り込みのご案内)**

平素のご活躍に、心から敬意を表します。

この度は第46回市町村議会議員研修会【2019年1月28日(月)・29日(火) 静岡市】へお申し込みをいただきまして、ありがとうございます。参加申込書を拝受いたしました。

早速ではございますが、以下の通り参加費のお支払いなどについてのご案内をさせていただきます。ご確認のほど、よろしくお願い申し上げます。

**1. 中沢 洋様の参加費は次の通りです。**

受講料	2日目昼食弁当代	合計
30,000 円	1,000 円	31000 円

**2. 参加費をお振り込みください。参加費のご入金順にお席を確保いたしますので、お申し込み後一週間をめどに、お振込みをお願いいたします。**

振込先口座： [REDACTED]

名義 **株式会社自治体研究社 研修会口**

お手数ではございますが、お振り込みの際に、名義人に個人名または団体名に加え、お振り込み人様を特定するため3桁の数字「088」(受付番号)をご入力ください。

↑こちらの数字が中沢 洋様の受付番号です

(例：123ジチイウ 複数人まとめての場合は 123-125〇〇〇ギンガン) のようにお願いいたします)

振込手数料は恐縮ですがお客様にてご負担願います。

お振り込みを確認し、1週間以内に申込書にご記載いただきましたファックスまたはメールアドレスに、「入金確認書」をお送りいたします。恐れ入りますが、週末・連休・年末年始にかかる期間は1週間以上お時間をいただく場合がございます。

**3. 領収書・参加票・会場案内について**

・「領収書」「参加票」「会場案内」を会期の1週間前をめどに郵送いたします。「参加票」を当日ご持参いただけますよう、お願い申し上げます。

・領収証は「参加費」「弁当代」ごとにおいて(各1枚)発行いたします。

・領収日は振込日でお作りしますが、特にご指定がある場合はご連絡ください。

**4. 参加のお取り消し(キャンセル)について。**

※お振り込みの前後にかかわらず、参加を取り消される場合はファックスまたはメールで必ずご連絡ください。

**株式会社 自治体研究社**

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階 TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5938

メール info@jichiken.jp 第46回議員研修会係(事務局担当：加藤・斎藤・江花)

お問い合わせ、ご連絡は極力ファックスまたは電子メールでお願い申し上げます。



[ホーム](#) > [よくある質問](#) > [市民活動・市民協働](#) > [市民協働](#) > [市民協働推進条例とはどのようなものか。](#)

更新日:2017年2月22日

## 市民協働推進条例とはどのようなものか。

質問カードNO:1186

### Q: 質問

市民協働推進条例とはどのようなものか。

### A: 回答

「市民協働のまちづくり」を推進するために制定された条例です。

市民協働とは、市民、市民公益活動団体、事業者及び市がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自己の知恵と責任においてまちづくりに取り組むことをいいます。

詳細は下記に直接お問い合わせください。

(公布年月日)平成13年3月30日

(施行年月日)平成13年7月1日

#### 関連リンク

- ◆ [横須賀市の市民協働の概要](#)
- ◆ [市民活動サポートセンター](#)
- ◆ [市民協働審議会](#)
- ◆ [まちづくり出前トーク](#)

#### お問い合わせ

市民部市民生活課 担当:市民協働推進係

横須賀市小川町11番地 本館2号館2階・本館2号館1階(市民相談室) <郵便物:〒238-8550 市民生活課>で届きます

>

電話番号:046-822-9699

ファクス:046-821-1522

横須賀市

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11

電話番号:046-822-4000 ファクス:046-822-7795

(c) 2010 Yokosuka City

ホーム > くらし・環境 > 市民活動・市民協働 > 横須賀市の市民協働の概要

更新日: 2018年11月5日

## 横須賀市の市民協働の概要

社会情勢が大きく変化の中で、分権化がすすみ、地域や自治体独自のまちづくりが求められています。また、厳しい財政状況下において、市民ニーズの高度化、多様化に対して、行政がすべてのニーズに対応していくことは困難な状況に至っており、横須賀市では、市民の自主的な行動のもとに、市民と行政がよきパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任でまちづくりに取り組む「市民協働型まちづくり」をまちづくりの推進姿勢としています。（「市民協働型まちづくり推進指針」より）

### 横須賀市総合計画における市民協働の位置づけ

横須賀市基本構想（平成9年3月25日議決）

#### 第5章まちづくりの推進姿勢

##### 1 市民協働によるまちづくりの推進

- (1) 情報の公開、情報の提供を積極的に行い、情報の共有化をすすめるとともに、個人情報の保護を充実します。
- (2) 広聴活動を充実し、市民や企業のニーズに柔軟に対応します。
- (3) 計画策定や事業実施に当たっては、市民や企業との合意形成の機会を充実し、協働してまちづくりに取り組みます。

横須賀市基本計画（第2期平成23年3月策定）

#### 第6章まちづくりの推進姿勢

##### 1 市民協働によるまちづくりの推進

- (1) 情報公開・個人情報保護の充実
- (2) 広報広聴活動の充実

### (3) 市民協働の推進

市民公益活動を支える環境づくりや多様な主体によるまちづくりを推進します。

1. 市民公益活動の促進
2. 協働による取組みの推進

## 市民協働に関する指針と条例

### 【指針と条例】

指針・条例	策定日	検討の経緯
市民協働型まちづくり推進指針(PDF: 833KB)	平成11年2月17日策定	パートナーシップ研究会
市民活動促進指針(PDF: 784KB)	平成11年2月17日策定	市民活動支援策研究会
市民協働推進条例	平成13年3月30日公布、7月1日施行	市民協働推進条例検討委員会

### 主な市民協働推進施策

「市民協働型まちづくり推進指針」の中の「市民協働型まちづくりの推進策」に基づいて、具体的な施策を実施しています。

#### まちづくりをリードする担い手づくり

- ✦ 市民協働推進補助金
- ✦ 市民協働のまちづくりに関する啓発事業(市民協働推進セミナー・市民協働推進の集い(過去実施分))
- ✦ NPO支援基金(よこすか元気ファンド)
- ✦ 特定非営利活動法人補助金
- ✦ 市民公益活動ポイント制度
- ✦ 指定NPO法人制度
- ✦ 市民まちづくりサポーター保険制度
- ✦ 市民活動サポートセンター

#### 多くの市民が参加・参画したくなる事業づくり

- ✦ まちかど里親制度(アダプトプログラム)
- ✦ 市民協働型まちづくりモデル事業(過去実施分)

### 市民と行政の合意形成に至るプロセスづくり

---

- ◆ 市民協働審議会
- ◆ 市民協働モデル事業
- ◆ 市長と話す車座会議(過去実施分)

### 市民と行政のコミュニケーション環境づくり

---

- ◆ まちづくり出前トーク
- ◆ ボイスバンク

### お問い合わせ

---

市民部市民生活課 担当:市民協働推進係

横須賀市小川町11番地 本館2号館2階・本館2号館1階(市民相談室) <郵便物:〒238-8550 市民生活課>で届きます>

電話番号:046-822-9699

ファクス:046-821-1522

---

横須賀市

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11

電話番号:046-822-4000 ファクス:046-822-7795

(c) 2010 Yokosuka City



係	専門員	係長	主査	主幹	局長	副議長	議長
■	■	■	■	■	■	■	■

様式第13号

平成31年2月8日

鶴岡市議会議長 様

会派名及び代表者名 (議員氏名)

政友公明クラブ

富樫正毅

政務活動費調査・研修報告書

調査・研修が終了いたしましたので、報告します。

期 日	平成31年1月27日 ~ 平成31年1月30日
参加者氏名	富樫正毅、秋葉雄、中沢洋、黒井浩之
場所・会場	静岡県静岡市「静岡商工会議所」「レイアップ御幸町ビル会議室」 神奈川県 横須賀市役所
内容(目的)	○第46回市町村議会議員研修会 in 静岡 〈1日目〉 講演①「2019年度政府予算案と地方財政の課題」 講演②「自治体戦略2040構想と地方自治」 〈2日目〉 選択A「国保の都道府県単位化と地域医療の連動を知る」 選択B「減災まちづくりと自治体の役割」  ○横須賀市の市民協働推進条例の取り組みについて
調査・研修の概要	詳細は別紙資料のとおり

(※) 自家用車を利用した場合は、「車賃(ガソリン代)内訳書」を提出して下さい。



# 研修会参加報告書

報告者 黒井 浩之

○研修会名 第46回市町村議会議員研修会

○日時 平成31年1月28日(月) 13:00~18:30

○研修参加者 富樫正毅、中沢 洋、秋葉 雄、黒井浩之 4名

○研修テーマ 「2019年度政府予算案と地方財政の課題」

## ○研修内容

- ・国と比べて地方の累積債務は抑制されている。
- ・「地方交付税借入金」 地方交付税制度は「国が地方に代わって徴収する地方税」
- ・人件費の抑制と民間委託・民営化が国の大方針 ⇒ 指定管理者制度の設定
- ・部門別職員数で福祉関係と教育関係職員の削減が続いている。結果として消滅都市の流れを加速している。
  
- ・子ども子育て支援臨時交付金 2,349億円 幼児無償化は国1/2 県1/3 市1/2
- ・防災減災国土強靱化3か年は地方単独。過去のつけが 交付税に影響を与えている。
- ・国では今は地方分権といわず「地方創生」といつている。内閣府が主導権を握れる予算を拡充するため補助金でなく、地方創生交付金とした。
  
- ・熱海市は不交付団体だが財政状況は悪い。なぜかという、ホテルがつぶれてリゾートマンションが増え、老後熱海に移り住む高齢者が多くいる。
- ・機能的自治が区域的自治を補完する流れだが、補完論が出てき過ぎると問題。
- ・コンパクト+ネットワークで、立地適正化計画達成の目標設定をした。
- ・「公共施設等適正管理推進事業債」創設  
⇒ 財政誘導装置。公共施設等総合管理計画の策定が必要
  
- ・静岡市の事例
- ・2004年三位一体改革で100億円の財源不足が明らかになった。
- ・清水市との合併特例期間終了と重なり、急激に悪化。
- ・公共施設統廃合計画、市営住宅廃止、児童クラブ廃止、支所出先事務所廃止

## ○所感

- ・国の三位一体改革から始まる税制改正や地方分権には、必ずしも地方自治体に有利な内容になっていない。事業の交付金化を進めているが、実は使いにくかったり、また後年度負担が増す

結果を招いたりする。自分の住んでいる自治体がどのような状況にあるのか、財政状況を把握して事業に取り組まないと、結局住民に負担がかかっていく。また、負担と給付の関係は市当局も議会も市民にしっかりと説明する必要がある。

- ・国にも財源がない以上、議会でも自分たちの財政分析にしっかりと取り組み、行政改革と歳出削減を市民の理解を得ながら進めていく必要がある。

# 「自治体戦略2040構想」と地方自治

専修大学：白藤博行 教授

～人口減少時代の地方自治・自治体のあり方～ (議員研修会 静浜市)

報告者：高根正毅

## ○「スマート自治体への転換」

自治体行政の民間化議論は、民間委託論から始まり、最近の指定管理者制度や地方独立行政法人制度の活用、自治体庶務事務の集約化、情報システムのクラウド化、公共施設等総合管理計画の策定、地方公会計の整備など、いろいろの施策がとられてきた。AIやRPA (Robotic Process Automation) の本格導入は、これまでの自治体行革部門と情報部門が一緒になって、しかも公的部門と民間部門が一緒になって、労働力不足や経営資源を補うことを建前とする。すなわち総務省でも「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボテックスの活用に関する研究会」といふ議論も本格化している。この結果、公務員の半数削減といった情報もあるところだが、人間らしい労働現場はなくなることはないはずである。「スマート自治体への転換」の目玉である自治体の業務プロセスの標準化・共通化が、自治体業務の民間化のための地均してあたり、業務を引継ぎ受ける民間企業等の負担軽減を目的とするものであつたりするものではなく、自治体労働者の負担軽減を目的とするものであつたりするものではなく、自治体労働者の負担軽減や、文字どおり住民への行政サービス提供の改善であつてほしい。

## ○憲法が保障する地方自治と「機能的自治」

「新しい地域自治組織」と「機能的自治」・「機能的自治体」の制度構想については、特に「区域に基づく地方自治」と「機能的自治」との関係にかかる慎重な検討が必要である。ここには「民主的正統性」に基づく地方自治と「自律的正統性」に基づく「機能的自治」との間の矛盾・対立・緊張関係を見ることができる。この両者の最適な組み合わせが構想できるならば、新しい地方自治戦略構想になりうる可能性がある。そのために、日本国憲法が保障する地方自治は、あくまでも「区域に基づく地方自治」であることを再確認しなければならない。住民自治が「住民」の「自治」であるためには、「自己統治」と「自己実現」のいずれでも地方自治の枠組みに組み直す必要がある。それは、「生活の原理に基づく自己統治」と「生活空間に関わる自己実現」であるという。人口減少時代の現代地方自治の危機に正しく対応するため、憲法の「地方自治の本旨」を踏がす方向での「機能的自治」による補完の可能性も、慎重に検討すべきである。

### 自治体戦略2040構想研究会 報告(H30.4.26公表)

○我が国は既に人口減少局面、人口増加モデルの総決算を行い、新しい社会経済モデルの検討が必要。

○このため、人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える2040年頃の姿からバックキャスト(逆算)する形で課題を整理。第一次報告は、この姿を放置すれば2040年頃にかけて迫り来る3つの「内政上の危機」を提示。

○今後、自治体と各府省の施策(アプリケーション)がうまく機能するよう、OSである自治体行政の書き換えについて検討予定

### = 2040年頃にかけて迫りくる我が国の内政上の危機 =

#### 1. 若者を吸収しながらいよいよ東京圏と支え手を失う地方圏

- 人口ボーナスを享受してきた三大都市圏は急激な高齢化局面に突入
- 東京圏は入院・介護ニーズの増加率が全国で最も高い。医療介護人材が地方から流出の懸念
- 東京圏には子育ての負担感につながる構造的要因が存在し、少子化に歯止めがかかるとみられる。
- 地方圏では東京からのサービス移入に伴う資金流出が常態化

#### 2. 標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全

- 世帯主が雇用者として生活給を得る従来の世帯主雇用モデルがもはや標準的とはいえない
- 就職氷河期世代で経済的に自立できる人々が少なくなり高齢化すれば社会リスクとなりかねない。
- 若者の労働力は減少化
- 教育の質の低下が、技術立国として国際競争での遅れにつながるおそれ

#### 3. スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ

- 多くの都市で「都市のスポンジ化」が顕在化。放置すれば加速度的に都市の衰退を招くおそれ
- 高度経済成長期以降に整備されたインフラが老朽化し、更新投資が増加
- 東京圏では都心居住が進むが、過度の集中は首都直下地震発生時のリスクに

## ＝今後の検討の方向性＝

- 個々の市町村が行政のフルセクト主義を排し、圏域単位で、あるいは圏域を越えた都市・地方の自治体間で有機的に連携することが必要
- 都道府県・市町村の二層制を柔軟化し、それぞれの地域に応じた行政の共通基盤の構築を促していくことも必要。
- 医療・介護ニーズの急増や首都直下地震への対応など、東京圏全体のサービス供給体制の構築が必要
- 公・共・私のパストリンクスによる社会課題の解決が求められる。活躍の場が必要な人々が多様な働き方ができる受け皿を作り出す方策について検討が必要。
- 自治体の業務プロセスやシステムは、大胆に標準化・共同化し、ICTの活用を前提とした自治体行政の展開が必要

## ＝各行政分野の課題＝

### （子育て）

- 男性も女性も働くことを前提とした保育の受け皿の未対応
- 保育ニーズには地域差

### （教育）

- 学校施設の老朽化と更新
- 小規模校・廃校の発生
- 地方圏での高等教育を受ける機会の喪失

### （医療・介護）

- 東京圏を中心に、高齢者が増加（特に85歳以上）
- 介護人材の需給ギャップ拡大
- 一人暮らし高齢者が増加。地域や家族がセーフティネットとして機能しにくい状況
- 疾病構造の変化や高齢化に対応した医療提供体制が必要

### （インフラ）

- 老朽化したインフラ・公共施設が増加。更新需要が増大。管理・更新体制確保
- 移動手段の確保が必要なる高齢者が増加。地域交通事業者の経営悪化

## ＝〔所感〕＝

団塊の世代が75歳以上となる2025年が目前であるが、その先にある2040年は現役世代1.5人で高齢者1人を支える時代となる。2040年に85歳以上人口が高齢人口の3割近くに達し、高齢世代が5人に高齢化する。また就職氷河期に安定した雇用を得ることができなかった世代がそのまま高齢となり、高齢世代の困窮化も進む。さらに高齢世帯の中で単独世帯が4割を超え、高齢世代の孤立化が進行する。また高齢化・困窮化・孤立化で高齢世代が「重み」を増やす中、高齢者を支える側の現役世代が数の上でも生産性でも弱体化する。そこで、中央大学教授宮本大輔氏の言に拠れば、

1. 東京圏でも地方でも、現役世代の支える力を高める支援にもっと力を割くべきである。特に、良質な就学前教育(保育と幼思教育)は、子供達がたとえ困窮した世帯に産まれても生涯にわたって力を発揮する条件を提供する。また、保育の質は母親が働くことを選択する上での分岐点ともなる。
2. 高齢世代が地域で力を発揮する条件を広げることである。「生涯現役社会」は、お馴染みのスローガンだが、在職高齢年金を受け取りながら、地域で多様な仕事に就くことができれば、70歳以上も地域でのつらかりを得る。いわゆる「年金兼業型労働」(堀大一)である。
3. 居住を支援していく施策の重要性である。高齢世代であれ現役世代であれ、住むところさえ確保できれば生活は安定する。ところが全国で空き家率が13%を超えているのに、高齢者や母子世帯に家を貸すリスクを懸念する家主は多い。こうした人々にも積極的に家を貸し出す制度をより進めなくてはならない。地方では利便性の高い地域に居住を誘導し、居住・福祉・就労が連携するコンパクトシティづくりが求められる。

2040年を超えていくことができれば、この国と地域の持続可能性は大きく高まる。それ故、2040年に我々が直面する課題を直視し、社会保障、雇用、住宅、まちづくりを横断する政策論議を進めることが必要である。

# 研修会参加報告書

報告者 黒井 浩之

○研修会名 第46回市町村議会議員研修会

○日時 平成31年1月29日(火) 9:30~15:30

○研修参加者 黒井浩之 1名

○研修テーマ 「国保の都道府県単位化と地域医療の連動を知る」

## ○研修内容

- ・社会保障のまちづくりとは、①ないものを作る ②あるものをつなげる ③社会を変えるの三つがある。
- ・憲法25条(生存権の保障)が基本的スタンス。貧困を救済するおめぐみでなく、理不尽な政策や社会のしくみを変えることができる主体的権利。
- ・社会保障には、①経済波及効果 ②雇用誘発効果
- ・H22厚労白書には「公共事業などよりも効果がある」と記述。また継続性がある。
- ・地方では医療・福祉・介護は雇用者割合が高い分野。地域でお金をどう回すかが大事。
- ・社会保障予算の9割は、①医療保険 ②年金保険 ③雇用保険 ④労災保険  
⑤介護保険(医療から分かれた、一体で考える、同じもの)
- ・医療から介護へ、介護から地域(総合事業)へ
- ・選別から普遍へ、排除から包摂へ。ゆりかごから墓場まで。
- ・社会保障はそもそも「全世代型」
- ・1980年代から続く公的医療費抑制策。医療費亡国論からの継続。
- ・介護保険も医療費抑制策のひとつ。
- ・新たな公的医療費抑制策へ(2018~)
- ・日本の医療保険とは、①公的医療保険による皆保険体制 ②医療提供体制
- ・新たな抑制策の展開
  - ①「地域医療構想」の策定 ⇒都道府県で調整会議をやっているのを把握しておく。  
⇒公的医療機関のベッド数減らす
  - ②「地域包括ケアシステム」の構築
    - ⇒自治体による在宅での看取り(こっちを作ってから上を変えるのが本当)
    - 医療と介護のやり方を変えるもの、「川上(病院)」から「川下(在宅介護)」へ
    - ⇒地域医療構想は病床数の決定が先行している。



- ・肩車型の上の人が下の支え手になれ ⇒仕事付高齢者向け住宅
- ・社会保障の部分的市場化、産業化 ※未来投資会議、経済財政諮問会議の HP 参考
- ・医療と介護はビジネス化すると国が出す金が増える。  
医療介護関係の民間企業が頑張ると⇒総医療費が増える⇒公的医療費が増える

- ・国保が協会けんぽより高い。子どもがいればいるほど高くなる。

- ・4段階の激変緩和措置

- ウ) 特例基金 300 億 ⇒6年で活用

- エ) 追加激変緩和 ⇒来年は減る

- ・県から支援制度交付金の額は通知きている

- ・法定外繰り入れは、急激な変化を招かないように繰り入れるもの。

- ・決算補てん等目的 ⇒改善計画書を提出

- ・1700 億入れて安定させると言っていたが、うち 1000 億はインセンティブに化けた。

- ・2016 に保険料上げたので 2017 年は繰越金がたくさんあったが、2018 秋に決算を見直して、運営方針の見直しを県が行ってくる。2021 年から変わる可能性が大きい。

- ・介護予防は長期的にはむしろ医療費が増える可能性高い。

- ・予防はなぜ増えるか ⇒みんな長生きする ⇒パイが増える

- ・健康寿命の延伸を目指すのはいいが、単なる長生きは医療費的には良い目標ではない。

- ・女性高齢者の就業率の向上は、地域の助け合いの力の低下につながる。

- ・⇒自助と互助に依存した制度である「地域包括ケアシステム」にブレーキをかける。自分で頑張れ、となる可能性がある。

- ・後期高齢者急増でも急性期医療ニーズが減らない ⇒そこで「地域医療構想」

- ・地域包括ケアシステムで医療・介護費用は抑制できない⇒そこで「在宅・地域へのシフト」

- ・一般会計からの繰入金金は地域の独自負担。皆保険を下支えするものは、地域の下支えの一助として考える。

- ・沖縄県南風原町で無料化したデータを参照。

## ○所感

- ・社会保障全般について国の方向性について理解できた。

- ・ただ、国民健康保険は、地域政策ととらえて国と自治体は負担を増やすべきとの論調であったが、受益者負担の原則もあるし、高齢者医療費無料時代に現役世代が支えられなくなったから現在高額所得高齢者から負担を増やしているのであり、負担と給付のバランスを考慮しない考え方は将来への負担のつけまわしに過ぎない。

- ・自分たちの医療費をどう削減していくか、幅広い議論と市民理解が必要である。

# 市町村議会議員研修会

日時 平成31年1月29日 時間: 9:30~15:30分

会場: 「VIAアップ御幸町ビルC5A会議室」

静岡市葵区御幸町11-8

「減災まちづくりと自治体の役割」

講師: 室崎益輝

兵庫県立大学大学院教授

「プロフィール」専門は、都市防災、都市減災  
神戸大工学部教授、総務省消防  
庁消防大学校消防研究センター所長

研修報告 現状と背景

日本各地で、これまで経験したことのない地震、津波、

大雨、突風、豪雪など自然の災害が多発しており、

本市でも平成25年7月には観測史上最大となる局地的

な大雨による住宅への浸水や道路、河川、農業施設等、

多大な被害が発生する事態、又本市が位置する庄内

平野の東縁部には活断層が確認されている

県が公表した「津波浸水想定、被害想定」では、大規模地震による甚大な津波被害が想定されることから、住民に大きな不安をもちらしてあります。本市も取り巻く自然災害の脅威に備え、市民の安全、安心に對するニーズに応えるためには、交通基盤の被害対策や下水道の雨水対策を始め、災害発生時の支援体制や、情報伝達の整備、地震、津波対策のハード面での強化、地域の実情に合わせた防災資機材等の整備に對し、勉強して参ります。

報告者 政友公明クラブ

中沢 洋

# 政友公明クラブ行政視察報告書

報告者 秋葉 雄

## I、視察日程及び視察項目

日程 平成 31 年 1 月 30 日（水）午前 10 時～11 時 30 分  
視察先 神奈川県横須賀市  
視察項目 市民協働推進条例の取り組みについて

II、参加者 富樫正毅  
中沢洋  
秋葉雄  
黒井浩之

## III、横須賀市の市民協働推進条例の取り組み

### 1、条例の制定趣旨・目的について

(1)横須賀市における市民協働の推進の位置づけとこれまでの経過(別紙資料 2 を参照)、

#### ア、行政改革大綱

行政改革に対する取り組みの方向性を示した基本方針を策定した。

平成 8 年 2 月 26 日策定

第 2 章に「市民参加による市民のための行政の実現」を規定

平成 18 年 2 月改定

第 3 章に「市民とともに進める公共サービスの向上」に改正

平成 26 年 2 月改定

第 3 章に「市民とともに進める公共サービスの向上」に改正規定

#### イ、行政改革プラン

行政改革大綱に示した内容を実現するための具体的な取り組みを示した計画

平成 23 年 2 月策定

第 3 章に「市民とともに進める公共サービスの向上」を規定

平成 26 年 2 月改正（第 2 次行政改革プラン）

第 3 章に「市民とともに進める公共サービスの向上」を改正規定

平成 30 年 2 月改正（第 3 次行政改革プラン）

第 3 章 「市民とともに進める公共サービスの向上」を改正規定

ウ、平成 9 年 3 月 25 日議決された、市の最上位の計画である総合計画を構成する

「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」のうちまちづくりの基本的方向を定める構想として

第5章に「まちづくりの推進姿勢」として

1、市民協働によるまちづくりの推進

(3)計画策定や事業実施に当っては、市民や企業との合意形成の機会を充実し、協働してまちづくりに取り組みます。と規定した。

エ、横須賀市の基本計画で

(平成23年3月策定)

第4章、重点プログラムの中に地域力を育むプログラムとして

- ・地域と住民の主体性が発揮される枠組みづくり
- ・地域を支えるコミュニティ機能の強化

を掲げ

第6章には「まちづくりの推進姿勢」として

- ・市民協働によるまちづくりの推進、を掲げ、情報公開や個人情報保護、広報活動の充実、市民協働の推進を規定した。

オ、平成11年2月17日「市民協働型まちづくり推進指針」を策定し、「市民協働型まちづくり」という新しいまちづくりの進め方について、理念、原則及び推進策の枠組みなど、基本的な考え方をまとめた。

カ、平成11年2月17日「市民活動促進指針」を策定し、市民活動に対する市の姿勢と施策の方向を明らかにした。

2、市民協働推進条例について

(1)条例制定の理由

前述のとおり、基本構想に、まちづくりの推進姿勢として「市民協働によるまちづくり」を位置づけ、市民協働型まちづくり推進指針及び市民活動促進指針に基づき、様々な市民協働施策を展開していた。

さらに市民協働によるまちづくりを推し進めることにより、将来にわたって市民が誇りを持てる個性豊かな地域社会の実現を目指して条例を制定した。

(2)条例検討委員会の特徴

条例案の策定にあたって「(仮称)市民活動促進条例検討委員会」を設置。

<委員構成>

- ・委員長 : 総合研究大学院大学教授 出口正之氏 (役職は当時のもの)
- ・委員長職務代理 : 神奈川大学経営学部名誉教授 松岡紀雄氏 (上記に同じ)
- ・市民委員 (12名)  
市民公益活動団体代表者(7名): NPO 法人等市民公益活動団体の代表者等に依頼  
事業者(2名) : 社会福祉協議会、横須賀商工会議所  
公募市民(3名) : 広報よこすかで公募
- ・行政職員(3名) : 市民生活課長、行政管理課長、健康福祉総務課長

- 1 あえて市側でたたき台を作らない、全くゼロからのスタート  
条例検討委員会で検討を始めるにあたって、市側でたたき台的な物を作らず、市民から募集した意見等をもとに委員会で条例の概要から作り始めた。
- 2 多様な市民参加の方法を採用
  - (1) 条例検討委員会への市民委員の参加（委員 17 名のうちの 12 名）  
\* 応募動機の提出と専門委員の意見を参考に、団体間の重複状況などを勘案して決定。
  - (2) 広報よこすか、インターネット(電子掲示板や E-mail)等を利用した意見の募集
    - ① 広報よこすかやインターネット等を通じて、広く市民の意見を募集した。
    - ② 市民活動サポートセンターのデータベース登録団体へのアンケートの実施
    - ③ 市民から提出された意見は、条例検討委員会に資料として提出した。
  - (3) まちづくり出前トークの活用  
まちづくり出前トークを活用して、市民からの意見を募集した。  
\* 結果的に出前トークの申込みは無し。
  - (4) 条例検討委員会の公開及び会議録の公表等
    - ① 条例検討委員会を公開した。
    - ② 市政情報コーナーと市民活動サポートセンター、市のホームページにおいて条例検討委員会の配布資料及び会議録を公表した。
    - ③ 公表した内容について、随時、電話、FAX、手紙、E-mail、電子掲示板などにより市民から意見を求め、直近の委員会に資料として提出した。  
\* 当時、本市にはパブリックコメント制度がなかったので、試験的に多段階でのパブリックコメントとして実施した。
- 3 委員会に行政職員も参加  
委員会に行政職員も入り、討議に加わり、条例素案の作成まで行う、参画方式で行った。
- 4 重要な委員会提出資料は市民委員と一緒に作成  
第 4 回検討委員会提出資料である「(仮称) 市民協働推進条例のあり方」や第 5 回検討委員会提出資料である「(仮称) 横須賀市市民協働推進条例素案 (案)」も市民委員の有志とワーキングを行い、一緒に作成した。

(3) 市民協働推進条例の概要（平成 13 年 3 月 30 日公布、7 月 1 日施行）

ア 目的（第 1 条）

市民協働の推進に関する基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が対等な立場で、お互いに良きパートナーとして役割を分担し、公益の推進を図り、もっと魅力と活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

## イ 定義（第2条 抜粋）

「市民協働」とは、市民、市民公益活動団体、事業者及び市がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自己の知恵及び責任においてまちづくりに取り組むことをいう。

## ウ 基本理念（第3条 抜粋）

(ア) 市民、市民公益活動団体、事業者及び市は対等の立場でそれぞれの責務及び役割を理解し、市民協働型社会の発展に努めなければならない。

(イ) 市民、市民公益活動団体、事業者及び市は、市民協働を推進するため、情報を共有するとともに、相互に参加及び参画を図らなければならない。

(ウ) 市は、市民公益活動の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

(エ) 市の市民公益活動団体に対する支援は、公益性に基づき、公正に行われなければならない。

## (4)市民協働推進条例の特徴

ア 条例の目的が「市民（公益）活動の促進」ではなく、「市民協働のまちづくり」となっている。

\*条例の目的が「市民協働の推進」となっている市民協働推進条例の制定は日本初の試み

イ 情報の共有と相互間の参加・参画を基本理念として規定している。

ウ 市民の役割として、「市民が自分達ができることを考え、行動するよう努める」ということまで規定している。

エ 事業者の役割として、「市民協働に対する理解と推進」まで規定している。

オ 市の債務と役割として、「職員の意識改革」や「簡素で効率的な行政運営」の趣旨まで包含している。（逐条解説やリーフレットの中で具体的に説明している）

カ 市民公益活動団体に対する「行政サービスへの参入機会の提供」まで規定している。

キ 財政的支援を受けた市民公益活動団体と市に対して、「財政的手続に係る書類を一般の閲覧に供する」ことまで規定している。

ク 市民協働審議会の規定に「公募市民委員」の採用まで規定している。

ケ 市民協働審議会に市民協働に関する建議機能まで持たせている。

\*他都市の条例は、諮問機関にとどまっていることが多い。

#### IV、所感

私共、政友公明クラブとして、是非、横須賀市の「市民協働推進条例」について勉強させてもらいたいと思った理由は、少子高齢化、人口減少が急速に進展するという時代にあつて、自治体も職員数を減少させる中で、どうしたら現在基礎的自治体が抱えている事務事業を減らすことが出来るのだろうか、と真剣に考えたからである。

2、(4)にあるとおり、同市の「市民協働推進条例」では、市民の役割として「市民が自分達ができることを考え、行動するよう努める」と規定し、市民一人一人が自ら出来ることを探し出し、自治体の事務事業の一角を担うことを市民に求めている。自治体としては、人口減少、職員数の減少に応じて、政策そのものを減らしていくという発想が求められており、その分、公民連携や、民間委託、公共サービスの効率化等々、継続的な不断の行財政改革によって事務事業の削減を図らなければならない。これが今後のスマート自治体の構築というテーマの中での最大の課題であり、これを法的根拠を明らかにして、協力を推進するためには、同市のように市民と協働して、まちづくりを推進する条例が必要不可欠ではないかと考えることができる。

同条例の第9条には「行政サービスにおける参入機会の提供」という条文があり、「市は市民や公益活動団体に対しその活動を推進するため、専門性、地域性等の特性を生かせる分野において業務を委託する等の行政サービスへの参入機会の提供をするよう努める」とあり、行政サービスの民間への参入拡大を明記している。

横須賀市は大都市圏の一隅にありながら、本市と同様、人口減少が進んでいる地方都市であり、同市の取り組みは本市にとっても大いに参考とすべきものであると考える。



## 市民協働推進条例の取組みについて

### 1 条例の制定趣旨・目的について

#### (1) 横須賀市における市民協働の推進の位置づけ

##### ア 行政改革大綱（平成 8 年 2 月 26 日策定）

行政改革に対する取り組みの方向性を示した基本方針

#### 第 2 章 市民参加による市民のための行政の実現

市民参加の推進に関しては、様々な分野で様々な形態の参加が考えられるが、審議会等委員の公募制やまちづくり提案など幅広い市民参加の推進方法についての本格的な検討を行う必要がある。

なお、ボランティアによる公共的活動は、行政活動そのものではないが、市民参加による活動として重要な役割を果たし得るものである。保健、福祉、環境などの分野で現在行われている市民の公共的ボランティア活動に対し、その自主性を尊重しつつ側面から支援する途をさぐることも必要である。



(平成 18 年 2 月改定)

#### 第 3 章 市民とともに進める公共サービスの向上

これまでの公共サービスは、主として行政が提供してきました。地域の団体やNPOなどがまちづくりへの参画意識を高めていることから、今後は、地域の多様な主体の参画とこうした主体との協働を進め、相互の連携・協力の下に公共サービスの向上に取り組みます。また、市民の声を反映したサービスの向上や行政運営の透明性の確保に努めます。

- 1 地域や市民との協働の推進
  - (1) 市民協働のまちづくりの推進
  - (2) 地域密着型の行政センター機能の再構築
  - (3) 地域団体など市民公益活動との連携強化
- 2 市民が利用しやすいサービスの提供
  - (1) 市民の声を反映した行政サービスの向上
  - (2) サービス提供時間の拡大
- 3 行政運営の透明性の確保
  - (1) 情報公開の積極的な推進
  - (2) 行政評価の定着と活用



(平成 26 年 2 月改定)

#### 第 3 章 市民とともに進める公共サービスの向上

市民や地域団体、NPOなどによる市民公益活動の活性化を促すとともに、公共サービスにおける連携・協力と役割分担を進め、市民協働によるまちづくりを推進することにより、サービスの向上と市民のくらしに密着したサービスの提供を図ります。

また、市民の意見を反映した行政サービスの向上を目指すとともに、情報公開の推進と行政評価の活用により行政運営の透明性を確保します。

- 1 地域や市民との協働の推進
  - (1) 市民協働によるまちづくりの推進
  - (2) 市民公益活動との連携強化
  - (3) 行政センターの地域コミュニティ機能の充実
- 2 市民の声を反映した行政サービスの向上
- 3 行政運営の透明性の確保
  - (1) 情報公開の積極的な推進
  - (2) 行政評価の定着と活用

## イ 行政改革プラン（平成 23 年 2 月策定）

行政改革大綱に示した内容を実現するための具体的な取り組みを示した計画

### 第 3 章 市民とともに進める公共サービスの向上

（基本姿勢）地域・市民を主体として、参画と協働により、公共サービスの向上を図ります。また、市民と情報を共有し、行政運営の透明性を確保します。

- 1 地域や市民との協働の推進
  - (1) 市民協働のまちづくりの推進
  - (2) 地域密着型の行政センター機能の再構築
  - (3) 地域団体など市民公益活動との連携強化
- 2 市民が利用しやすいサービスの提供
  - (1) 市民の声を反映した行政サービスの向上
- 3 行政運営の透明性の確保
  - (1) 情報公開の積極的な推進
  - (2) 行政評価の定着と活用



## 第 2 次行政改革プラン（平成 26 年 2 月策定）

### 第 3 章 市民とともに進める公共サービスの向上

（基本姿勢）市民との連携・協力のもと、市民協働によるまちづくりを推進します。また、情報公開などにより行政運営の透明性を確保します。

- 1 地域や市民との協働の推進
  - (1) 市民協働によるまちづくりの推進
  - (2) 市民公益活動との連携強化
  - (3) 行政センターの地域コミュニティ機能の充実
- 2 市民の声を反映した行政サービスの向上
  - (1) 市民の声を反映した行政サービスの向上
- 3 行政運営の透明性の確保
  - (1) 情報公開の積極的な推進
  - (2) 行政評価の定着と活用



## 第 3 次行政改革プラン（平成 30 年 2 月策定）

### 第 3 章 市民とともに進める公共サービスの向上

（基本姿勢）市民との連携・協力のもと、市民協働によるまちづくりを推進します。また、情報公開などにより行政運営の透明性を確保します。

- 1 地域や市民との協働の推進
  - (1) 市民協働によるまちづくりの推進
  - (2) 市民公益活動との連携強化
  - (3) 行政センターの地域コミュニティ機能の充実
- 2 市民の声を反映した行政サービスの向上
  - (1) 市民の声を反映した行政サービスの向上
- 3 行政運営の透明性の確保
  - (1) 情報公開の積極的な推進
  - (2) 行政評価の定着と活用

## ウ 横須賀市基本構想（平成9年3月25日議決）

市の最上位の計画である総合計画を構成する「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」のうち、まちづくりの基本的方向を定める構想。

### 第5章 まちづくりの推進姿勢

#### 1 市民協働によるまちづくりの推進

- (3) 計画策定や事業実施に当っては、市民や企業との合意形成の機会を充実し、協働してまちづくりに取り組みます。

## エ 横須賀市基本計画（平成23年3月策定）

市の最上位の計画である総合計画を構成する「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」のうち、「基本構想」を実現するための基本的な政策・施策を体系的に示す計画。

### 第4章 重点プログラム

#### プログラム⑤ 地域力を育むプログラム

- (5-1) 地域と住民の主体性が発揮される枠組みづくり
- (5-2) 地域を支えるコミュニティ機能の強化

### 第6章 まちづくりの推進姿勢

#### 1 市民協働によるまちづくりの推進

- (1) 情報公開・個人情報保護の充実

- ① 情報公開・個人情報保護の充実

- (2) 広報広聴活動の充実

- ① 広報活動の充実、② 広聴活動の充実、③ 市民相談の充実

- (3) 市民協働の推進

- ① 市民公益活動の促進

- ア 市民公益活動の拠点を提供するとともに、人づくりやネットワークの形成を支援します。

- イ 市民、市民公益活動団体、事業者などが活動を支え合う仕組みづくりを推進します。

- ② 協働による取り組みの推進

- ア 市民、市民公益活動団体、事業者など多様な主体が行政と対等な立場で、役割分担を明確にした協働によるまちづくり事業を推進します。

- イ 市民、市民公益活動団体、事業者などの意見を計画の策定等に反映させるため、合意形成の機会を充実させます。

## オ 市民協働型まちづくり推進指針（平成11年2月17日策定）

「市民協働型まちづくり」という新しいまちづくりの進め方について、理念、原則及び推進策の枠組みなど、基本的な考え方をまとめた。

### 1 「市民協働型まちづくり」の意味

市民の自主的な行動のもとに、市民と行政がよきパートナーとして連携し、それぞれが自らの知恵と責任においてまちづくりに取り組む姿勢と、そのためのしくみを意味している。

### 2 「市民協働型まちづくり」の必要性

#### (1) 地方分権の進展

都市間競争を生き抜いていくため、政策立案や具体的な事業の実施などについて、地域特性や地元住民の意思をこれまで以上に幅広く反映させ、個性あるまちづくりを行っていかなければならない。

#### (2) 自治への直接参加意欲の増大

市民が国や自治体が管理、実行する公共サービスやまちづくりの限界を感じ、自ら問題を発見し、解決する活動に参加するようになってきた。

#### (3) 市民と行政の信頼関係の構築

閉鎖的といわれてきた行政に対しての不信感や透明性への疑念から崩れてきた市民と行政の信頼関係を取り戻す必要がある。

#### (4) 行政サービスの限界

多様化した市民ニーズの全てに行政で対応することが、能力的・財政的にも困難となってきた。

#### (5) 新しい行政のあり方

行政改革を進める中、行政と市民がそれぞれ責任を持って適切な役割分担をする地域行政への転換が必要となった。

### 3 「市民協働型まちづくり」をすすめるための4つの柱及び主な推進策（抜粋）

#### (1) まちづくりをリードする担い手づくり

- ・市民協働型事業の総合窓口の設置（市民部に市民協働推進担当を設置）
- ・市民の参画意識の啓発（市民協働推進セミナー・市民協働推進フォーラムなど）

#### (2) 多くの市民が参加・参画したくなる事業づくり

- ・地域における市民協働型事業の体制づくりの支援（行政センターにおける市民協働事業の実施）
- ・市民の企画による事業づくり（企画提案型の市民協働推進補助制度、企画提案型市民協働モデル事業）

#### (3) 市民と行政の合意形成に至るプロセスづくり

- ・政策、施策、事業、予算の進行管理、評価システムの開発と公表（市民協働による行政評価システム、財政バランスシートの作成）
- ・事業の実施、運営に関わる人選や事業予算等を公表するしきみづくり（情報公開条例）
- ・市民の参加・参画による計画づくり（パブリックコメント条例）

#### (4) 市民と行政のコミュニケーション環境づくり

- ・市民の声が市役所内で広く行き渡るためのしきみづくり（「市民の声」データベース）
- ・施策、事業に関する説明の徹底（まちづくり出前トーク）

## カ 市民活動促進指針（平成 11 年 2 月 17 日策定）

市民活動に対する市の姿勢と施策の方向を明らかにした。

### 1 市民活動促進の目的

#### (1) 地域社会を舞台とした人々の交流の促進

少子高齢化、教育、ごみ問題や環境といった地域社会に密接に関わる問題に直面する中で、人々はこれまで関係の薄かった地域社会への回帰意識を強めている。こうした社会環境の流れを先取りし、地域社会を舞台とした人々の交流を促す。

#### (2) まちづくりへの直接的な参加意欲の活用

市民自らがまちづくりの担い手として直接行動し、参画することでまちづくりを実感できるようになってきている。こうした市民のまちづくりへの直接的な参画要求を受け止め、その活力を生かすことでより豊かな暮らしを実現する。

#### (3) 社会貢献活動に対する市民の参加ニーズへの対応

阪神淡路大震災やナホトカ号の事故、更に東日本大震災でのボランティアや地域ボランティアの活動は、市民の「社会貢献活動への参加ニーズ」の高まりを表している。このような市民ニーズへ責任ある対応を行う。

#### (4) 低成長、成熟時代における新しい行政のあり方の模索

地方自治体では抜本的な行財政改革が求められている。改革を実現するには、行政から市民に一方的にサービスを提供するという構造から、行政と市民が適正な役割分担をしながら公益を増進していくという新しい公共の構造に転換する必要がある。また、行財政改革を、市民サービスの低下を誘発しかねない単なる歳出削減への取組とはせず、より豊かで安心できる市民生活を支えるための新しい行政のあり方を模索する取組とするためにも、市民活動をより活発化させ、まちづくりへの参画を拡充することが必要となっている。

### 2 市民活動促進の原則

#### (1) 公平の原則

・支援は全ての市民活動に対して、機会を均等に開き、支援の実施を検討する対象とする。

#### (2) 公正の原則

・支援の可否は、市民活動の目的及び内容を公共の福祉の観点から適切に判断し決定する。  
・支援の決定に関するプロセスは、公開することを原則とする。  
・支援を受けた者に対しては、その利用実態について公開することを求める。

#### (3) 不干渉の原則

・支援の有無、程度にかかわらず市民活動に対する干渉はしない。  
・市民活動の自主的な取り組みを抑制し、自律性を損ねるような過剰な支援は行わない。

### 3 市民活動促進策（抜粋）

#### (1) 活動環境整備に関する支援策

・市民活動拠点の整備（市民活動サポートセンター、久里浜、追浜市民活動サポートセンターの開設）  
・NPO法人など市民活動団体への委託（サポートセンターの管理運営をNPO法人に委託など）

#### (2) 市民活動に対する支援の気運を高める方策

・市民活動団体（グループ）データベースの整備・公開（市民活動サポートセンターにDBを構築）

#### (3) 市民と行政との協働推進に関する方策

・活動環境整備の具体化に関する協議会等の開設（市民協働審議会、サポートセンター運営懇話会）

係	専門員	係長	主査	主幹	局長	副議長	議長
■	■	■	■	■	■	■	■

様式第13号

平成31年2月14日

鶴岡市議会議長 様

会派名及び代表者名 (議員氏名)

政友公明クラブ

富樫正毅

政務活動費調査・研修報告書

調査・研修が終了いたしましたので、報告します。

期 日	平成31年2月12日
参加者氏名	富樫正毅、秋葉雄、中沢洋、黒井浩之
場所・会場	鶴岡市本町 山形新聞鶴岡支社
内容(目的)	○庄内県勢懇話会 第262回例会 「米中新冷戦時代と日本」 講師：国際教養大学 濱本良一教授
調査・研修の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカは2035年にGDPで中国に逆転される見込み。そこで、何が何でも中国を叩き落とそうと決意。ここでは民共一致している。</li> <li>・対中貿易戦争はトランプが仕掛けた。工場が中国へ移転し、ブルーワーカーに失業が増え、諸悪の根源は中国になっている。対中政策はトランプが代わってももとに戻らない。</li> <li>・中国は領土・主権(台湾)は譲歩しないが、経済は譲歩し互恵をめざしている。自分より相手が強いと思うと引き下がる。中国は脅威論を言われたくない。</li> <li>・5Gで先頭を走るファーウェイは端末だけでなく、通信も請け負っている。政府と一体となってアフリカに進出し、通信システムを請け負っている。ファーウェイのシステムを止められると全部だめになる。日本、ドイツなどすべてファーウェイ排除に動いている。バックドアでデータが取られるというのは些末な話で、システム全体の問題。中国は証拠がないというが、証拠が出たらもう遅い。</li> <li>・ZYE(半導体)は絶対に中国に売ってはいけない。中国ではまだ半導体が作れないことがわかった。5G・AIで中国がリードすることを許してはいけない。今でもサイバー攻撃で窃取している。</li> </ul>

(※) 自家用車を利用した場合は、「車賃(ガソリン代)内訳書」を提出して下さい。





# 米中新冷戦時代と日本

2019年2月01日

国際教養大学 濱本良一

## ▼中国の台頭—予想を超えた速度と規模

中国 GDP は日本の 2.5 倍 (2017 年=IMF 統計)

40 年前 (1980 年) 中国 GDP は日本の 4 分の 1

縮む米国との差 (USA=19 兆 4854 億ドル、中国 12 兆 0146 億ドル=米国の 62%

2030 年までに米国を追い抜き世界第 1 位へ。

## ▼習近平政権の「2つの 100 周年」目標

2021 年 中国共産党創設 100 周年

2049 年 中華人民共和国建国 100 周年

## ▼「2035 年」中期目標の設定

第 19 回党大会 (2017 年秋) 党大会で打ち出す

「習近平 (新時代の中国の特色ある社会主義) 思想」を党規約・行動指針に

盛り込む。「毛沢東思想」、「鄧小平理論」、毛沢東越えを狙う習近平

中国の GDP 世界一位が視野に入った?

## ▼米中貿易戦争

米国の対中貿易赤字へのトランプ大統領の根強い不満

3756 億ドル (2017 年) 対中輸入 5055 億ドル—対中輸出 1299 億ドル=赤字

第 1 弾 18 年 7 月 6 日 340 億ドル分に 25%の追加関税 中国も 340 億ドル

第 2 弾 18 年 8 月 23 日 160 億ドル分に 25%の追加関税 中国も 160 億ドル

第 3 弾 18 年 9 月 24 日 2000 億ドル分に 10%の関税 中国は 600 億ドル

第 4 弾 19 年 1 月元旦 同額を 25%関税に引き上げへ → 米中首脳会談で

“一時停戦” =90 日間の猶予=米中交渉に。締切は 3 月 1 日。

中国の対米貿易額は 18 年 12 月から減少、米中貿易戦争の影響が出始める。

## ▼米中ハイテク覇権戦争も展開

華為技術 (Huawei) 2018 年 12 月 1 日 孟晩舟・最高債務責任者 (CFO)

バンクーバーで拘束。対イラン禁輸で虚偽の申告か? 中国がカナダ・トルド

ー政権に圧力 (カナダ人逮捕、13 名? 麻薬容疑者は死刑判決)

第 5 世代移動通信 (5G)

▼「中国製造2025」 中国政府が2015年に策定した産業政策、とりわけ次世代情報技術 (IT)、半導体チップ技術の国産化、5G技術での飛躍、航空・宇宙強国

習近平氏が18年3月の全人代 (国会) で憲法改正し、国家主席の任期 (2期 = 10年) を撤廃、終身制に道開く、権力集中 = 一強体制の恒久化。江沢民、胡錦濤時代とは異なる体制追及

▼日中関係の急速な改善 = 対日接近外交

2014年秋、APEC北京大会での日中首脳会談 仏頂面 = 習近平

2018年5月、李克強総理来日、9月 露ウラジオストックでの安倍総理 - 習近平首脳会談、10月の安倍訪中。「一帯一路」構想への日本の第3国での協力姿勢。尖閣領海侵入は12月ゼロ。年明け再開、既に3回の領海侵入。

在中国進出の日系企業は約3万2300社、1000万人中国人労働者を雇用。  
海外進出先の国としては中国は世界最大

18年の来日中国人観光客数 (1月16日政府発表数値) 838万人 (対17年比14%増) = 全来日外国人観光客数3119万1900人 (対17年比8.7%増)、中国人が27%で最多。消費額 (全外国人) 4兆5064億円。うち中国人は1兆5370億円、34.1%占める。トランプ

▼米国の対中姿勢と日本の対中スタンス

トランプ政権下での米中関係は最悪 (1979年、40年目)

安倍政権下の日中関係は改善傾向 (1972年、47年目)

安全保障上は対米重視 (日米同盟)、経済では対中関係重視。

日米で異なる対中スタンス 地理、歴史、文化など。

相違の存在は当然。

米中覇権争いの長期化は必至

ローレフィル 「子供と遊ぶ」

ヘッドクォーター 「本館、司令室」

グローバルイノベーションで成長を促す



係	専門員	係	主幹	局長	副議長	議長

様式第12号

平成31年3月20日

鶴岡市議会議長 様

会派名及び代表者名（議員氏名）

政友公明クラブ

富樫正毅

政務活動費調査・研修計画書

下記のとおり、調査・研修を計画しておりますのでお届けします。

期 日	平成31年3月24日 ~ 平成31年3月25日
参加者氏名	中沢 洋
場所・会場	東京都 TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター
内容(目的)	○地方議員研究会セミナー 「立地適正化計画について」
交通手段	自家用車・JR・飛行機・レンタカー
行 程	東京都 3月25日 10:00~12:30 1名参加 「立地適正化計画について」 於：八重洲カンファレンスセンター

(※) 調査・研修の終了後は、「政務活動費調査・研修報告書」を提出して下さい。  
自家用車を利用した場合は、「車賃（ガソリン代）内訳書」を提出して下さい。



日程

2019年 3月25日(月)

開催地

東京

講師



井原 雄人 いはら ゆうと

株式会社早稲田大学アカデミックソリューション社会連携企画部主幹研究員、早稲田大学環境総合研究センター招聘研究員。早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科満期退学。博士(学術・早稲田大学)。

研究成果の社会実装を目的に、電動バスや燃料電池車両の開発から社会実証を通じ、それらを活用した地域公共交通の政策の立案業務に従事。

プログラム

10:00~12:30

## 立地適正化計画について

- ・コンパクトシティとは
- ・立地適正化計画の意義と役割
- ・立地適正化計画と取り組み状況
- ・地域公共交通網形成計画との関係

14:00~16:30

## 地域公共交通網形成計画について

- ・まずは役所にだまされない用語解説
- ・地域公共交通が地域に果たす役割
- ・各地の事例紹介
- ・立地適正化計画との整合性と注意するポイント

立地適正化計画と

地域公共交通網形成計画の

整合性セミナー

議 長	副 議 長	局 長	主 幹	主 査	主 査	主 査	主 査

様式第13号

平成31年3月26日

鶴岡市議会議長 様

会派名及び代表者名 (議員氏名)

政友公明クラブ

富 樫 正 毅

政務活動費調査・研修報告書

調査・研修が終了いたしましたので、報告します。

期 日	平成31年3月24日 ~ 平成31年3月25日
参加者氏名	中沢 洋
場所・会場	東京都 TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター
内容(目的)	○地方議員研究会セミナー 「立地適正化計画について」
調査・研修 の 概 要	詳細は別紙資料のとおり

(※) 自家用車を利用した場合は、「車賃 (ガソリン代) 内訳書」を提出して下さい。



# 地方議員研究会

日時 2019年3月25日(月) 10:00 ~ 12:30

開催地 東京都 中央区京橋1-7-1

TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター  
戸田ビルディング

講座 立地適正化計画と地域公共交通網  
形成計画について

- ① コンパクトシティとは
- ② 立地適正化計画の意義と役割
- ③ 立地適正化計画と取り組み状況
- ④ 各地の事例紹介

講師 丹原 雄人

株式会社早稲田大学アカデミックソリューション  
社会連携企画部主幹研究員、早稲田大学  
環境総合研究センター招聘研究員

研究成果の社会実装を目的に、電動バスや燃料電池  
車両の開発から社会実証を通じ、これ等を活用した地域  
公共交通の政策の立案業務に従事。

〔本市の現状と取り組み〕

本市では魅力ある中心市街地の再生に向けて、地域に



密着した商店街づくりや、文化会館や商工会議所、  
国の複合同庁舎等の官庁施設をはじめとする都市  
機能の中心市街地での配置を進めています。

また、中心市街地区の活性化を図るため、地方創生に  
向けた「まちづくりブランディング事業」によるまちづくり  
センター機能整備、まちづくり人材育成、まちなか居住  
の推進と賑わい空間づくりに加え、民間建替えを  
契機としたまちなか区画再編に取り組んでいます。

## 研修成果

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては  
地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業等  
の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせる  
よう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくり  
又平成26年11月に地域公共交通活性化再生法

が改正され、生活拠点などへ、福祉・医療等の施設や住宅を誘導し集約する制度や、地方公共団体を中心となり、まちづくりと連携して、面的な公共交通ネットワークを再構築するための新たな仕組みを構築する。コンパクトネットワークの実現を図る研究勉強会でした。

報告者 政友公明クラブ  
中沢 洋